附　則

この省令は、公布の日から施行する。

附則別記様式

（用紙　日本工業規格Ａ４横型）

専任教員の氏名等

（○○大学○○学部○○学科等）

番号	職位	フリガナ 氏名	年齢	保有学位等	現職（就任年月）	学則変更年度				学則変更前年度				備考
						担当授業科目			申請に係る大学における教育研究に従事する週当たりの平均時間数	担当授業科目			申請に係る大学における教育研究に従事する週当たりの平均時間数	
						科目の名称	配当年次	担当単位数		科目の名称	配当年次	担当単位数		

（注）

1　教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入してください。

2　「職位」の欄は、教授、准教授、講師、助教の順としてください。

3　「配当年次」の欄は、開講時期（通年、前期、後期）の別を配当年次の後に「通、前、後」と記入してください。

4　「担当単位数」の欄は、１年間の当該担当授業科目の担当単位数の合計（同一科目を複数回開講する場合には、当該授業科目の単位数に開講回数を乗じて算出。）を記入してください。

告　示

○文部科学省告示第百七十一号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）附則第七項の規定に基づき、医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の専任教員数の算定に係る別表第一ロに定める医学関係の専任教員数に係る基準について次のとおり定める。

平成二十一年十一月十一日

文部科学大臣　川端　達夫

大学設置基準附則第七項の規定に基づき、医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の専任教員数の算定に係る別表第一ロに定める医学関係の専任教員数に係る基準について定める件

大学設置基準附則第七項の規定に基づき、医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の専任教員数の算定に係る別表第一ロに定める医学関係の専任教員数については、当該大学の医学に関する学部の学科における一年間の担当授業科目が六単位に満たない者及び当該大学における教育研究に従事する時間数が一週間当たり十六時間に満たない者を含めないものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百七十二号

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

なお、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第一条第二項の規定に基づく期間を付して医師の養成に係る収容定員を増加することができる大学を定める件（平成二十年文部科学省告示第百四十二号）は廃止する。

平成二十一年十一月十一日

文部科学大臣　川端　達夫

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「医師、歯科医師」を「歯科医師」に改め、「又は」を「若しくは」に改め、「定員増」の下に「又は医師の養成に係る大学等の設置」を加える。

第一条第二項を削る。

第二条の次に次の一条を加える。

第三条　文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科（この条において「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、平成二十一年度の当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（この項及び第二項において「入学定員等」という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一　地域医療再生臨時特例交付金の申請に関して都道府県が策定する地域医療の再生に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人数の増加

二　当該大学の医学部において、他の大学と協力して教育研究を行い、基礎医学及び社会医学に関する優れた研究者の養成を重点的に担おうとする場合の当該医学部における三人以内の増加

三　歯学に関する学部の学科に係る入学定員等の減少に係る学則の変更の認可の申請を行おうとする当該大学の医学部における当該減少の人数以内の増加

2　文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る入学定員等の合計数の見込みが八千八百五十五人を超えない範囲で認可を行うものとする。

3　第一項の認可の申請の審査については、前二条に掲げる基準のほか、当該大学に係る地域における社会的な医師の養成に係る需要に照らした大学の医学部に係る収容定員の状況に照らして行うものとする。

附則第三項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。